

陳 情 文 書 表

令5陳情第6号	令和5年5月23日受理
件 名	消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情
陳 情 者	秦野市寿町6-6 新みどりやビル3階 秦野民主商工会 会長 府川 一敏
陳 情 の 要 旨	
<p>インボイス制度の登録件数は2023年4月末で296万件となっています。売上が1,000万円以上の課税事業者は315万者ですから、課税事業者数にも満たない登録数となっています。インボイスの対応が求められる対象は小規模事業者のほか、フリーランスも加わります。ランサーズ株式会社の調査ではフリーランスが1,577万人となり、そのうち事業者との取引がある割合は内閣官房日本経済再生総合事務局の調べでは54.1%となっています。フリーランスだけで853万人となることが予想され、インボイス発行対象事業者は1,100万人を超えることが予想されます。登録件数は対象の4分の1余りにとどまっています。</p> <p>日本商工会議所の調査では「インボイス制度の導入に向けた課題」として47.2%が「そもそも制度が複雑でよく分からない」と回答しており、理解の遅れが登録の遅れになっています。</p> <p>理解が進まない状況の中で実施されれば、混乱するのは目に見えています。混乱を生まないためにも延長することを求めます。</p> <p>以上のことから、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項 消費税のインボイス制度の実施を延期するよう求める意見書を国に提出すること。</p>	